

# 大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が 50t/日以上であること。
2	鉱物 <sup>(※1)</sup> (コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)または土石の堆積場 <sup>(※2)</sup>	面積が 1,000m <sup>2</sup> 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く)	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、バケットの内容積が 0.03m <sup>3</sup> 以上であること。
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
5	ふるい(鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力が 15kW 以上であること。

※1：「鉱物」とは鉱業法第 3 条第 1 項に規定されているもの(石綿を除く)のほか、ポーキサイト、岩塩等の外国産の鉱物、コークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイド等をいい、土石には石炭灰も含む。

## 【鉱業法(抄)】

### 第 3 条

この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄石、石こう、重晶、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土(ゼーゲルコーン番号 31 以上の耐火度を有するものに限る)及び砂鉱(砂金、砂鉄、砂すずその他ちゅう積鉱床をなす金属をいう)をいう。

※2：建築現場などで、長期(3 ヶ月以上)にわたって使用する場合は原則として対象となる。